

別表 4

## 古河市スポーツ協会全国大会等出場祝金 及び選手育成金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、市民のスポーツの振興と競技力向上を図るため、各種のスポーツ大会において全国大会等に出場する場合に、祝金または助成金（以下「祝金等」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象大会)

第2条 祝金等の交付対象となる全国大会等は、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 日本スポーツ協会（加盟団体を含む。）が主催又は共催する大会等
- (2) 小中学校及び高等学校体育連盟が主催又は共催する大会等
- (3) 全国スポーツ・レクリエーション祭、及びねんりんピック
- (4) 県民総合体育大会茨城県予選会及び全国青年大会茨城県予選会
- (5) 前号に定めるもののほか会長が認める大会等

(交付対象者)

第3条 祝金等の交付となる団体及び会員は、次の各号に該当する者とし、各大会に規定の登録人数とする。（監督・コーチを含む。）

- (1) 古河市スポーツ協会（以下「スポ協」という。）の加盟団体及び会員
- (2) 古河市スポーツ少年団の登録単位団及び団員
- (3) 古河市内の小中学校及び高等学校（部活動を含む）の児童及び生徒
- (4) その他、会長が認めた者

(交付申請手続き)

第4条 祝金等を受けようとする者は、交付申請書（様式1）に次の書類を添えて大会日の15日前までに、スポ協に提出しなければならない。

- (1) 大会要項等
- (2) 出場に至る予選大会等の結果を証明できるもの
- (3) 収支予算書（様式2）
- (4) 出場者等名簿
- (5) その他必要と認める書類

(実績報告)

第5条 祝金等を受けた者は、大会の終了後、速やかに実績報告書（様式3）に次の書類を添えてスポ協に提出しなければならない。

- (1) 大会結果報告者
- (2) 収支決算書（様式4）

(祝金等の額及び限度額)

第6条 次の基準により祝金等を交付する。

(1) 祝金（3名以上は限度額とする）

区分	第3条 第1号、2号及び4号の対象者	第3条 第3号の対象者
	1人	10,000円
2人	20,000円	
3人以上	30,000円を限度とする	10,000円を限度とする

(2) 助成金（5名以上は限度額とする）

第3条第1号を対象とし、国民体育大会茨城県予選会（県民総合体育大会）に出場する場合、1人2,000円、5人以上は10,000円を限度として交付する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

この規程の対象とする大会は、平成25年4月1日から適用する。

この規程は、平成30年5月24日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。